

○国土交通省告示第千三百五十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

「改正 令和六年四月一日 国土交通省告示第三百三十八号」

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検（以下この項において「点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表(二)項に規定する建築設備検査員が行うべき点検 別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、それぞれこれらの表の(ろ)欄に掲げる事項ごとに定めるこれらの表の(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果がこれらの表の(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを

判定することとする。

二 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表(三)項に規定する防火設備検査員が行うべき点検 別表第五の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表第一 擬氣設備

第一 建築 基準	第二 法律 五年 二十 昭和 法(一) (二)	(い) 点検項目 機械換 換氣設備 機械換 換氣設備 (中央 式の空 管理方 式の空 氣調和 設備を 含む。 の外 況	(ろ) 点検事項 給氣機の外氣 取入口及び排 気機の排氣口 の取付けの状 況	(は) 点検方法 目視又は触診により 確認する。	(に) 判定基準 取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。
、 と。 損傷等があるこ	、 と。	各居室の給氣 口及び排氣口 の取付けの状 況	目視又は触診により 確認する。	、 と。	、 と。
、 と。	、 と。	、 と。	、 と。	、 と。	、 と。

室た居られ	設け	備が	気設	き換	基づ	定に	二項	条第	第二号)	百一
(六)			(五)				(四)			(三)

設備を 氣調和 式の空	管理方 (中央 機械換	機械換	給氣機又は排 氣機の設置の 状況	給氣機又は排 氣機の設置の 状況	風道の取付け の状況	観
中央管理室に おける制御及	中央管理方 (中央 機械換	給氣機又は排 氣機の作動の 状況	給氣機又は排 氣機の作動の 状況	給氣機又は排 氣機の設置の 状況	目視又は触診により 確認する。	目視又は触診により 確認する。
中央管理室に おいて 制御及び作動の状況	中央管理方 (中央 機械換	確認する。	目視又は聽診により 確認する。	目視又は触診により 確認する。	機器に損傷があるこ と、取付けが堅固で ないこと又は著しい 腐食、損傷等がある こと。	目視又は触診により 確認する。
中央管理室に おいて 制御又は作動の状況	中央管理方 (中央 機械換	こと。	運転中に異常な音又 は異常な振動がある こと。	運転中に異常な音又 は異常な振動がある こと。	機器に損傷があるこ と、取付けが堅固で ないこと又は著しい 腐食、損傷等がある こと。	風道の接続部に損傷 があり空気が漏れて いること又は取付け が堅固でないこと。

(九)	(八)	(七)	
備和設の空気調方式の中央管理			
性能機器の主要和設備空氣調	の外観び配管機器及和設備	の主要和設備空氣調	能の性含む。
空氣調和設備の運転の状況	空氣調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	空氣調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	空氣調和設備の設置の状況
空氣調和設備の運転の状況	空氣調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	空氣調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	監視の状況
目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	び作動状態の確認する。
は異常な振動があること。	運転中に異常な音又は著しい腐食があること。	空氣調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。	を確認できないこと。

二 換 気 設 備 を 設 け る べき 調 理 室 等					(一)
(二)					(三)
(四)					
機械換気設備					自然換気設備 及び機械換気 設備
状況	給氣機又は排 気機の設置の 状況	突の断熱の状 況	排氣筒及び煙 突の設置の状 況	給氣口、給氣 筒、排氣口、 排氣筒、排氣 フード及び煙	排氣筒、排氣 突の取付けの 状況
	確認する。	確認する。	目視又は触診により 確認する。	目視又は触診により 確認する。	目視又は触診により 確認する。
	機器に損傷があるこ と、取付けが堅固で ないこと又は著しい	傷があること。	断熱材に脱落又は損 傷があること。	鳥の巣等により給排 気が妨げられている こと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。



		定に基づく	き換備が設けられた居室等	(五)
		の温度ヒューズ	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。
一項(一)、(二)、(四)及び(六)から(八)まで	三項(五)	次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。		感知器と連動して作動しないこと。
前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同			

十五 和二 (昭 行令 法施 基準 建築 一				
(三)	(二)	(一)		
機 機 排 煙 の 外 観 排 煙 機				
囲 の 状 況	排 煙 出 口 の 周	接 続 の 状 況	排 煙 風 道 と の 接 続 の 状 況	の 状 況
る。 目視により確認する。	る。 目視により確認する。			確認する。
害物があること。 煙の排出を妨げる障	形があること。 接続部に破損又は変			堅 固 で な い こ と 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。

別表第二 排煙設備

一項(二)	点検の記録
	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

年政 令第	三百 三十 八号 ～第 百二 十三条 三項 第二 号に 規定 する 階段 室又	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)
排煙						
機械排						の性能 排煙機
排煙口の周囲	監視の状況 び作動状態の 中央管理室に おける制御及	予備電源によ る作動の状況	電源を必要と する排煙機の 予備電源によ る作動の状況	作動の状況	の状況	排煙口の開放 との連動起動
目視により確認す	中央管理室に おいて 制御及び作動の状況 を確認する。	中央管理室に おいて 制御及び作動の状況 を確認する。	予備電源により作動 の状況を確認する。	目視又は聴診により 確認する。	作動の状況 の状況	作動の状況を確認す る。 と。
排煙口の周囲に開放	と。 を確認できな いこ	中央管理室に おいて 制御又は作動の状況 を確認できな いこ	予備電源により作動 しないこと。	常な音又は異常な振 動があること。	排煙機の運転中の電 動機又は送風機に異	排煙口と連動して排 煙機が作動しないこ と。

等	居室	する	規定	項目に	第一	の二	六条	二十	第一百	同令	室、	は付
	(十二)		(十一)		(十)				(九)			

口

能 口 の 性  の 状 況	口 の 排 煙  の 状 況	煙 設 備  状 況	機 械 排 煙  による 開 放 の 状 況	手 動 開 放 裝 置  手 動 開 放 裝 置 の 周 囲 の 状 況	手 動 開 放 裝 置  手 動 開 放 裝 置 の 周 囲 の 状 況	觀 口 の 外  け の 状 況	口 の 排 煙  排 煙 口 の 取 付  排 煙 口 の 取 付 け の 状 況	煙 設 備  の 状 況
排煙口の開放確認する。	目視又は聴診により確認する。	手動開放装置による開放の状況	手動開放装置の周囲の状況	手動開放装置の周囲の状況	手動開放装置の周囲の状況	手動開放装置の周囲の状況	手動開放装置の周囲の状況	手動開放装置の周囲の状況
と。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があるこ	いないこと。	開放装置と連動して操作できないこと。	周囲に障害物があり操作できないこと。	操作できないこと。	操作できないこと。	操作できないこと。	操作できないこと。

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)
く。 。) 分を除 埋設部 分及び 隠蔽部 風道(一 の排煙 煙設備 機械排 風道 排煙				
防煙壁の貫通	付けの状況 排煙風道の取 排煙風道の取 付けの状況	化及び損傷の 状況 排煙風道の劣 化及び損傷の 状況	煙感知器によ る作動の状況 煙感知器によ る作動の状況	中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況 中央管理室に おいて制御及 び作動の状況 を確認する。
目視により確認す	確認する。 目視又は触診により	る。 目視により確認す	る。 作動の状況を確認す	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。
建築基準法施行令第	と。 しくは破損があるこ と。	接続部及び吊りボル トの取付けが堅固で ないこと又は変形若	排煙口が連動して開 放しないこと。 排煙風道に変形、破 損又は著しい腐食が あること。	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。

(十八)

措置の状況	排煙風道と可
る。	目視により確認する
百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十八条の七第一項、第一百二十九条第一項又は第一百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	断熱材に脱落又は損

燃物等との離  
隔距離及び断  
熱の状況

とともに、必要に応  
じて鋼製巻尺等によ  
り測定する。

傷があること又は建  
築基準法施行令第百  
二十六条の三第一項  
第七号で準用する同  
令第一百十五条第一項  
第三号イ(2)の規  
定に適合しないこ  
と。ただし、同令第  
百二十八条の七第一  
項、第一百二十九条第  
一項又は第一百二十九  
条の二第一項の規定  
が適用され、かつ、  
区画避難安全性能、  
階避難安全性能又は  
全館避難安全性能に

	(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)	(十九)	
特殊						
特殊な	く。(。)のを除けるも分に設ある部それの焼のお部で延の開口(外壁)ンバー防火ダ	ズの温度ヒューレー防火ダンパー	傷の状況	の劣化及び損傷の状況	防火ダンパーの作動の状況	防火ダンパーの取付けの状況
排煙口及び給	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。
目視により確認す	周囲に排煙又は給気	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	があること。	破損又は著しい腐食	ダンパーが円滑に動作しないこと。	取付けが堅固でないこと。
影響を及ぼす修繕等						合を除く。
が行われていない場						が行われていない場

(二十八)	(二十七)	(二十六)	(二十五)	(二十四)	な構造の排煙設備
特殊な性能	煙口の排備の排煙設構造の特殊な	観口の外び給氣煙口及備の排煙設備の排煙設	の周囲の状況	手動開放装置の周囲の状況	気口の周囲の状況
給氣風道の劣	る作動の状況 る。煙感知器によ る。	監視の状況 発煙試験器等により る。	中央管理室に おける制御及 び作動状態の を確認する。	手動開放装置 の周囲の状況 中央管理室に おいて 制御及び作動の状況 を確認する。	排煙口及び給 気口の取付け の状況 目視により確認す る。
目視により確認す	る。作動の状況を確認す る。	發煙試験器等により る。	中央管理室に おいて 制御及び作動の状況 を確認する。	中央管理室に おいて 制御又は作動の状況 を確認できること。 と。	目視により確認す る。、損傷等があるこ と。
給氣風道に変形、破	放しないこと。	排煙口が連動して開	放しないこと。	中央管理室に おいて 制御又は作動の状況 を確認できること。 と。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 を妨げる障害物があ ること。

(三十)	(二十九)
------	-------

構造の 化及び損傷の 状況	排煙設 備の給 気風道 (隠蔽 部分及 び埋設 部分を 除く。)	給氣風道の取 付けの状況	防煙壁の貫通 措置の状況
る。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	る。 防煙壁の貫通 措置の状況 目視により確認する。
あること。	トの取付けが堅固で ないこと又は変形若 しくは破損があるこ と。	接続部及び吊りボル トの取付けが堅固で ないこと又は変形若 しくは破損があるこ と。	建築基準法施行令第 百二十六条の三第一 項第七号の規定に適 合しないこと。ただし、同令第百二十八 条の七第一項、第一百 二十九条第一項、第一百 二百二十九条の二第二 項の規定が適用さ

$\begin{pmatrix} 3 \\ + \\ 3 \end{pmatrix}$	$\begin{pmatrix} 3 \\ + \\ 2 \end{pmatrix}$	$\begin{pmatrix} 3 \\ + \\ 1 \end{pmatrix}$	
---	---	---	--

作動の状況	状況
目視又は聴診により確認する。	項の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十八条の七第一項、第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていなければ、送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動

(三十七)	(三十六)	(三十五)
-------	-------	-------

機の吸 気送風 備の給 排煙設 構造の 特殊な	吸込口の周囲 の状況	監視の状況 び作動状態の 中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況	状況 による作動の 機の予備電源 による作動の 機の予備電源 による作動の 電源を必要と する給気送風 する給気送風 する給気送風 する給氣送風	予備電源により作動 の状況を確認する。 予備電源により作動 の状況を確認する。	予備電源により作動 しないこと。
る。 る。	目視により確認す る。	中央管理室において 制御及び作動の状況 を確認する。	中央管理室において 制御及び作動の状況 を確認する。	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。	動があること。
	障害物があること。 障害物があること。	周囲に給気を妨げる と。	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。		

段室る階	定す	に規	二号	項第	第三	三条	二十	第一百	行令	法施	基準	建築	二
(五)				(四)			(三)		(二)			(一)	
の外観	給気口	く。 )	を除	設部分	及び埋	蔽部分	道(隠	排煙風	備煙設	防排	加圧	気口	特別避難階段
の状況	給気口の周囲			付けの状況	排煙風道の取	状況	化及び損傷の	排煙風道の劣	排煙風道の取	給気口の周囲	の作動の状況	排煙機、排煙	口及び給気口
る。	目視により確認す			確認する。	目視又は触診により		る。	目視により確認す	目視により確認す	目視により確認す	の状況	作動の状況を確認す	ること。
障害物があること。	周囲に給気を妨げる	と。	ないこと又は変形若	トの取付けが堅固で	接続部及び吊りボル	あること。	損又は著しい腐食が	排煙風道に変形、破	障害物があること。	周囲に給気を妨げる	連動して作動しない		

又  
付  
室

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
-----	-----	-----	-----	-----

道 (隠) 給 気 風	の 性 能		給 気 口	け の 状 況			給 気 口 の 取 付
化及び損傷の劣 る。	給 気 風 道 の 状 況	給 気 口 の 開 放	開 放 裝 置 に よ る 開 放 の 状 況	給 気 口 の 手 動	給 気 口 の 手 動	給 気 口 の 手 動	目視により確認す る。
目視により確認す る。	確 認 す る。	目視又は聽診により 確認する。		作動の状況を確認す る。	手動開放装置と連動 して給気口が開放し ていないこと。	周囲に障害物があり 操作できないこと。	目視により確認す る。 、損傷等があるこ と。
損又は著しい腐食が ある。	給 気 風 道 に 変 形 、 破 壊 す る。	と。 し い 振 動 が あ る こ と。	閉 鎖 す る こ と 又 は 著 し い 振 動 が あ る こ と。	開 放 時 に 氣 流 に よ り 開 放 す る こ と 又 は 著 し い 振 動 が あ る こ と。	手動開放装置と連動 して給気口が開放し ていないこと。	周囲に障害物があり 操作できないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

性能 風機の 給気送	外観 風機の 給気送	く。 分を除	分及び 埋設部	ペイ部
状況 と連動起動の 状況	給気口の開放	接続の状況 給気風道との 接続の状況	給気送風機の 設置の状況	給気風道の取 付けの状況
る。 作動の状況を確認す	る。 目視により確認す	る。 目視により確認す	目視又は触診により 確認する。	目視又は触診により 確認する。
六号第五号イ(5)の 通省告示第六百九十 平成二十八年国土交	こと。 破損又は変形がある	接続部に空氣漏れ、 著しい腐食、損傷等 があること。	基礎架台の取付けが 堅固でないこと又は 接続部に空氣漏れ、 著しい腐食、損傷等 があること。	接続部及び吊りボル トの取付けが堅固で ないこと又は変形若 しくは破損があるこ と。

---

(十六)	(十五)	
------	------	--

---

電源を必要と	給氣送風機の作動の状況	
予備電源により作動	目視又は聴診により確認する。	規定に適合しないこと。ただし、建築基準法施行令第百二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
予備電源により作動	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	と。ただし、建築基準法施行令第百二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)
------	------	------	------

外観 し口の 空気逃 吸込口 風機の 給氣送	監視の状況 中央管理室に おける制御及 び作動状態の び作動状態の 監視の状況	中央管理室に おいて 制御及び作動の状況 を確認する。	する給氣送風 機・排煙機の 予備電源によ る作動の状況	の状況を確認する。 のこと。
取付けの状況 空気逃し口の 状況	空気逃し口の 周囲の状況	吸込口の周囲 の状況	中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況	中央管理室において 制御及び作動の状況 を確認する。
る。 取付けの状況 空気逃し口の 状況	る。 目視により確認す る。	る。 目視により確認す る。	る。 目視により確認す る。	と。 中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。

三							
(一)	(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)			
可動防煙壁	の性能 整装置	圧力調	の外観	整装置	圧力調	性能 し口の 空気逃	
手動降下装置	の作動の状況	圧力調整装置	況の取付けの状	圧力調整装置	の周囲の状況	作動の状況	空気逃し口の 空気逃し口の 目視により確認す る。
作動の状況を確認す	る。	目視により確認す	る。	目視により確認す	る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。
片手で容易に操作で	開放しないこと。	扉の閉鎖と連動して	と。 、損傷等があるこ	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食	妨げる障害物がある こと。	周囲に空気の流れを 妨げる障害物がある こと。	給気口と運動して空 気逃し口が開放しな いこと。 、損傷等があるこ と。

予備	等居室する規定項目に第一の二六条二十第一百行令法施基準建築
(一)	(五) (四) (三) (二)
用発自家	
発電装自家用	
室の防火区画自家用発電機	の作動の状況 手動降下装置による連動の状況 手動降下装置による連動の状況を確認すること。 の作動の状況を確認する。
る。 目視により確認する。	監視の状況 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。 脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。 連動して作動しないこと。
百十二条第二十項の建築基準法施行令第	きないこと。

## 電源

## 置電装

## 状況等の

の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水	動機の状況	等の貫通措置
る。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
された適正な範囲内	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示	発電機及び原動機の状況	規定に適合しないこと。

(五)	(四)
-----	-----

セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	始動用の空気槽の圧力	始動用の空気槽の自動充気圧確認する。	空気槽の自動充気圧が、高压側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルの範囲にないこと。	うこと。
目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	パスカルの範囲にないこと。	空気槽の自動充気圧が、高压側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルの範囲にないこと。	ないこと。

(九)	(八)	(七)	(六)
-----	-----	-----	-----

自家発電機室の給排気の状況	自家用発電装置の取付けの状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況
室内の温度を温度計により測定すると	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。 盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること。又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	目視により確認する。 発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること。又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	目視により確認する。 配管の接続部等に漏洩等があること。
室内温度が摂氏四十	給排気が十分でなく があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること。又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	目視により確認する。

(十三)	(十二)	(十一)	(十)	
------	------	------	-----	--

運転の状況	能 置の性 能	自家用 発電装	電源の切替え の状況	接地線の接続 の状況	（屋内に設 置されている 場合に限る。）
目視又は聴診により	始動の状況 の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	もに、作動の状況を確認する。
運転中に異常な音、	立しないこと。	動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	予備電源への切り替えができないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	度を超えていること 又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できること。

	(十六)	(十五)	(十四)	
ジンエン直結				
の外観エンジン直結工				
の設置の状況直結エンジン	況 類の作動の状 況	コンプレッサ ー、燃料ポン プ、冷却水ポン プ等の補機		排気の状況
確認する。 目視又は触診により		目視又は聴診により 確認する。	目視により確認す る。	確認する。
あること又は換気が ト等に著しい腐食が	据付けが堅固でない こと、アンカーボル ト	運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	変形、損傷、き裂等 による排気漏れがあ ること。	異常な振動等がある こと。

(十八)	(十七)
------	------

燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にすること。	目視により確認する。	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況
目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。	冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。	目視により確認する。
あること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。	冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にうこと。	冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できること又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にすること。

(二十二)	(二十一)	(二十)	(十九)
-------	-------	------	------

計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	給気部及び排気管の取付けの状況	Vベルト	接地線の接続の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	

		<p>(二十三)</p>	
		<p>直結エンジンの性能状況</p>	
		<p>始動及び停止並びに運転の確認する。</p>	
(十七)まで及び十九から二十一まで、(十八)まで、(十)及び(十九)(二十)から(二十一)まから	(十五)一項(二)から(一)まで、(十六)及び(十)、(十一)まで、(二)、(三)二項(一)か	(一項)十四及び二十七	<p>次の中欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。</p> <p>前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる記録がある場合には、前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p> <p>の方法で実施した点検等の記録</p>
		<p>正常に作動若しくは停止できること、排煙口の開放と運動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。</p>	

別表第三 非常用の照明装置

電源池、蓄電池の形の内蔵二二	器具照明一		
(二)	(一)	(一)	
配線	予備電源	器具 非常用の照明	(い)点検項目
配電管等の防火区画の貫通措置の状況(一)	予備電源への接続 具の点灯の状況 切替え及び器具の点灯の状況	使用電球、ランプ等	(ろ)点検事項
確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	(は)点検方法
建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号 第三第二号の規定に適合しないこと。	第一第一号の規定に適合しないこと。	(に)判定基準

で、三項(二)から五並びに四項(二)  
から(七)まで及び(九)から(十五)まで

家用 び 自 用	池及 蓄電	形の 別置	電源	三 装置	家用 び 自 用	池及 蓄電	形の 別置
(二)		(一)		切替回路			
の切替えの状 況	蓄電池設備と 自家用発電装 置併用の場合	への切替えの 状況	常用の電源か ら蓄電池設備 への切替えの 状況	作動する。 作動までの時間 を確認する。	作動の状況を確 認する。	第三の規定に適合し ないこと。	く。) 埋設部分を除 く。
ないこと。	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号	と。			

池 蓄 電 形 の 别 置 電 源 五				池 蓄 電 形 の 内 藏 電 池 四				装 置 発 電		
(三)	(二)	(一)		(一)						
池 蓄 電				蓄電池				充電ランプ		
況 等 の 状				蓄電池						
の状況	蓄電池の設置	蓄電池室の換気の状況	蓄電池室の防通措置の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	点灯の状況	充電ランプの点灯の状況	況		
確認する。	目視又は触診により	室内の温度を温度計により測定する。		建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。		目視により確認する。	点滅スイッチを切斷しても充電ランプが点灯しないこと。			
液漏れ等があるこ	変形、損傷、腐食、	室温が摂氏四十度を超えていること。								

置電装用発自家					
(二)	(一)	(五)	(四)		
置電装用発自家					
状況	置等の発電装	自家用	充電器		
動機の状況	の状況	自家用発電機	キュービクル	火区画等の貫通措置の状況	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況
発電機及び原動機の状況	等の貫通措置の状況	室の防火区画等の貫通措置	況の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
表示ランプ等に破損	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	規定に適合しないこと。	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。

(四)	(三)	
-----	-----	--

始動用の空氣槽の圧力	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。	目視により確認する。	があること。機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
圧力計を目視により確認する。				
二から二・九メガパスカル、低圧側で二・七から一・〇メガ				

(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----

計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	水の漏洩の状況	燃料及び冷却	ケーブルの接続の状況	セル始動用蓄電池及び電気圧を電圧計により測定する。	パスカルの範囲にないこと。
る。目視により確認する。	る。目視により確認する。	る。目視により確認する。	る。目視により確認する。	目視により確認するとともに、蓄電池電量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	電圧が定格電圧以下であること、電解液
ツチ等に指示不良若	盤等の計器類、スイ	発電機盤、自動制御	配管の接続部等に漏	た適正量より少ないと適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	た適正量より少ないと適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。

(十)	(九)	(八)	
-----	-----	-----	--

接地線の接続	自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	自家用発電装置の取付けの状況	況
目視により確認す	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	しくは損傷があること。と又は運転表示ランプが点灯しないこと。
接続端子部に緩み又	接続端子部に緩み又	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	しくは損傷があること。と又は運転表示ランプが点灯しないこと。

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

自家用 発電装 置の性 能	電源の切替 えの状況				
排氣の状況	運転の状況	始動の状況	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	の状況
る。目視により確認す	目視又は聴診により確認する。		る。作動の状況を確認する。	る。作動の状況を確認する。	る。
ること。による排氣漏れがあ	変形、損傷、亀裂等の排氣管、消音器等のこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	立しないこと。 動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	空氣始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	予備電源への切替えができないこと。

別表第四 給水設備及び排水設備

配管用の飲料		
(一)		
埋設部分を除 隠蔽部分及び び排水配管(一) び漏水の状況	(い)点検項目 飲料用配管及 び漏水の状況	(ろ)点検事項 配管の腐食及 び漏水の状況
る。	目視により確認す る。	(は)点検方法 目視により確認す る。
があること。 配管に腐食又は漏水	(に)判定基準 があること。	

五項(二)及び(三)並びに六項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)までについて、前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。	コンプレッサ ー、燃料ポン プ、冷却水ポン プ等の補機 類の作動の状 況	目視又は聴診により 確認する。
		運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。

二 飲料 水の 配管 設備					設 備	排 水	及 び	設 備
(四)	(三)	(二)		(一)				
給湯設備(循環ポンプを含む)	給水ポンプ	ク等」とい う。)並びに 下「給水タン ク等」とい う。)並びに 給水ポンプ	給水ポンプの 運転の状況	水の状況	飲料用の給水 タンク及び貯 水タンク(以 下「給水タン ク等」とい う。)並びに 給水ポンプ	給水タンク等 の腐食及び漏 水の状況	く。 る。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。
給湯設備(ガス給湯器を除く)	給水タンク等 の内部の状況	給水タンク等 の内部の状況	給水ポンプの 運転の状況	水の状況	目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。
確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	水圧計により測定する。とともに、目視又は聽診により確認する。	水圧計により測定する。とともに、目視又は聽診により確認する。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。
平成十二年建設省告示第千三百八十八号	藻等の異物があること。	藻等の異物があること。	異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。	建築基準法施行令第 百二十九条の二の四 第二項第五号の規定 に適合しないこと。

設備 排水 三					
(一)	(六)	(五)			
排水槽					
排水漏れの状況	給湯設備の腐食及び漏水の状況	ガス湯沸器の取付の状況	く。) の取付けの状況		
る。目視により確認する。	る。目視により確認する。	確認する。 目視又は触診により確認する。	第二の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼排ガスの上昇する位置に取り付けていること。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号	第二の規定に適合しないこと。
漏れがあること。	本体に腐食又は漏水等があること。				

(五)	(四)	(三)	(二)
排水再利用配管設備（中水道を含む。）	排水ポンプの運転の状況	排水ポンプの運転の状況	排水ポンプの設置の状況
排水ポンプの運転の状況	排水ポンプの運転の状況	排水ポンプの運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	排水ポンプの目視により確認する。
排水ポンプの運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	排水ポンプの運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	排水ポンプの運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	排水ポンプの目視により確認する。

二項(二)及び(四)から六まで並び	(は)欄に掲げる点検方法にかかるず、当該記録により確認することである。						消毒装置	目視により確認する。
		(十)	(九)	(八)	(七)	(六)		
		通気管	他のその			衛生器具		
		通気管の状況	間接排水の状況	排水の状況	付けの状況	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
		目視又は嗅診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	排水が流れていないこと。	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	目視により確認する。	目視により確認する。
		損傷があること。	損傷があること。	排水が流れていないこと。	排水が流れていないこと。	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	目視により確認する。	目視により確認する。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には(は)欄に掲げる点検方法と同等

前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等

別表第五 防火設備

扉 防 火		
(二)	(一)	
扉 防 火		(い)点検項目
扉、枠 及び金 状況	囲状況 所の周 設置場	(ろ)点検事項
扉の取付けの 状況	置の状況 なる物品の放 閉鎖の障害と なる物品の放	(は)点検方法
確認する。 目視又は触診により	る。 目視により確認す	(に)判定基準
こと。 取付けが堅固でない	ること。 物品が放置されてい ることにより防火扉 の閉鎖に支障がある	

に三項 (一)、(三)、(六)及び(十)を除く。)	一項(一)、二項(一)及び(三)並びに(六)及び(十)	前回の点検後にそれぞれ(欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録
---------------------------	-----------------------------	--

(五)	(四)	(三)
機 構 連 動		
器 、 熱 煙 感 知	止 装 置 危 害 防	物
感 知 の 状 況	作 動 の 状 況	扉 、 枠 及 び 金 物 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況
(十五) わ れ る も の 以 外 の も の の 点 檢 が 行	扉 の 閉 鎖 時 間 を スト ツ プ ウ オ ツ チ 等 に よ り 測 定 し 、 扉 の 質 量 に よ り 運 動 エ ネ ル ギ ー を 確 認 す る と と も に 、 プ ツ シ ュ プ ル ゲ ー ジ 等 に よ り 閉 鎖 力 を 測 定 す る 。	目 視 に よ り 確 認 す る 。
適 正 な 時 間 内 に 感 知 し な い こ と 。	運 動 エ ネ ル ギ ー が 十 ジ ュ ー ル を 超 え る こ と 又 は 閉 鎖 力 が 百 五 十 ニ ュ ー ト ン を 超 え る こ と 。	変 形 、 損 傷 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と 。

---

(六)	
装置 ユーズ 温度ヒ	器 熱感知 式感知 煙複合
設置の状況	のを対象として、加 煙試験器、加熱試験 器等により感知の状 況を確認する。ただ し、前回の点検後に 同等の方法で実施し た点検の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す ることで足りる。
る。 目視により確認す る。	温度ヒューズの代わ りに針金等で固定さ れていること、変形 、損傷若しくは著し い腐食があること又

(十)	(九)	(八)	(七)	
-----	-----	-----	-----	--

予備電源への接続状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	運動制御器	
常用電源を遮断し、 自動的に予備電源に	回路計、ドライバー等により確認する。 と。	目視又は触診により確認する。 接地線が接地端子に緊結されていないこと。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。 は油脂、埃、塗料等の付着があること。	目視により確認する。

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
------	------	------	------	--

再ロック防止	自動閉鎖装置	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	切り替えの状況
閉鎖した防火扉を、	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
防火扉が自動的に再	があること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	切り替わらないこと。

(十五)		
総合的な作動 の状況		
防火扉の閉鎖 の状況		機構の作動の 状況
煙感知器、熱煙複合 式感知器若しくは熱 感知器を作動させ、 又は温度ヒューズを 外し、全ての防火扉 の作動の状況を確認 する。ただし、連動 機構用予備電源ごと に、少なくとも一以 上の防火扉について	連動制御器による復 旧操作をしない状態 で閉鎖前の位置に戻 すことにより、作動 の状況を確認する。	閉鎖しないこと。

			二 防 火	一 シ ヤ	ツ タ	(一)	(二)	(三)
			二 防 火	一 シ ヤ	ツ タ			
			設 置 場	所 の 周 囲 状 況				
につい の点 検	項ま で	ら(四) の項 か(二)	駆動装 置	所の周 囲状況	閉鎖の障害と なる物品の放 置の状況	閉鎖の障害と なる物品の放 置の状況	閉鎖の障害と なる物品の放 置の状況	閉鎖の障害と なる物品の放 置の状況
スプロケット	取付けの状況	及び開閉機の 取りシヤフト	軸受け部のブ ラケット、巻 取りシヤフト、巻	目視、聴診又は触診 により確認する。	目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。	予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。
目視により確認す								
卷取りシヤフトと開				取付けが堅固でない こと。	物品が放置されてい ることにより防火シ ヤツターの閉鎖に支 障があること。	物品が放置されてい ることにより防火シ ヤツターの閉鎖に支 障があること。	物品が放置されてい ることにより防火シ ヤツターの閉鎖に支 障があること。	予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。

(五)	(四)	
ローラチエー ン又はワイヤ ロープの劣化 及び損傷の状	軸受け部のブ ラケット、ベ アリング及び スプロケット 又はロープ車 の劣化及び損 傷の状況	ては、 日常的に開閉 するも のに限 る。) の設置の状況
目視、聴診又は触 診により確認する。	目視、聴診又は触診 により確認する。	る。 閉機のスプロケット に心ずれがあるこ と。
腐食があること、異 常音があること若し くは歯飛びしている こと又はたるみ若し	変形、損傷、著しい 腐食、異常音又は異 常な振動があるこ と。	閉機のスプロケット に心ずれがあるこ と。

---

	(七)	(六)	
--	-----	-----	--

カーテン部 の状況	スラット及び 座板の劣化等 の状況	スラット及び 座板の劣化等 の状況	況
吊り元の劣化 及び損傷並び に固定の状況	防火シャッターを閉 鎖し、目視により確 認する。	スラット若しくは座 板に変形、損傷若し くは著しい腐食があ ること又はスラット に片流れ若しくは固 着があること。	くは固着があるこ と。
目視又は触診により 確認する。	变形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は固定ボルトの 締め付けが堅固でな いこと。	スラット若しくは座 板に変形、損傷若し くは著しい腐食があ ること又はスラット に片流れ若しくは固 着があること。	くは固着があるこ と。

(+)	(十)	(九)	(八)
-----	-----	-----	-----

危害防止装置	止装置 線の状況	危害防 止装置 動中継器の配 線の状況	劣化及び損傷 の状況	まぐさ の状況	ケース の状況
目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。
変形、損傷又は著し があること。	劣化、損傷又は脱落 があること。	劣化、損傷又は脱落 があること。	ドレールの本体に変 形、損傷若しくは著 しい腐食があること 又は遮煙材に著しい 損傷若しくは脱落が あること。	まぐさ若しくはガイ ドレールの本体に変 形、損傷若しくは著 しい腐食があること 又は遮煙材に著しい 損傷若しくは脱落が あること。	ケースに外れがある こと。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

作動の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	危害防止装置用予備電源の容量の状況	用予備電源の劣化及び損傷の状況
防火シャッターの閉	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
運動エネルギーが十	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止したこと。		い腐食があること。

---

---

---

---

---

---

---

鎖時間をストップウ  
オツチ等により測定  
し、シャッターカー  
テンの質量により運  
動エネルギーを確認  
するとともに、座板  
感知部の作動により  
防火シャッターの降  
下を停止させ、その  
停止距離を鋼製巻尺  
等により測定する。  
また、その作動を解  
除し、防火シャッタ  
ーが再降下すること  
を確認する。

ジユールを超えるこ  
と、座板感知部が作  
動してからの停止距  
離が五センチメート  
ルを超えること又は  
防火シャッターが再  
下降しないこと。

(六)	(五)
	連動 機構
ユーズ 温度ヒ	煙感知 器、熱 式感知 器及び 熱感知 器
設置の状況	感知の状況
る。 る。 目視により確認す	(二十五)の項の点検が 行われるもの以外の ものを対象として、 加煙試験器、加熱試 験器等により感知の 状況を確認する。た だし、前回の点検後 に同等の方法で実施 した点検の記録があ る場合にあつては、 当該記録により確認 することできること。 することができること。
りに針金等で固定さ	適正な時間内に感知 しないこと。

(十九)	(十八)	(十七)	
------	------	------	--

装置	運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況
、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。
、変形	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこ	

(二十三)	(二十四)	(二十一)	(二十)
-------	-------	-------	------

鎖装置 自動閉	備電源 構用予	運動機	予備電源への 切り替えの状況	常用電源を遮断し、 自動的に予備電源に 作動の状況を確認す る。	と。
設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	目視により確認す る。	
目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	と。	
若しくは著しい腐食	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷				

(二十五)	(二十四)	
総合的な作動の状況	手動閉鎖装置	
防火シャッターの閉鎖の状況	設置の状況	
煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状	目視により確認する。	があること。
が鳴動しないこと。	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	

三 耐 火 ク ロ ス ス ク リ ン					
(二)		(一)			
三 耐 火 ク ロ ス ス ク リ ン					
駆動装	周囲状況	所の周囲状況	設置場		
ローラチエー	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	閉鎖の障害となる物品の放			
目視、聴診又は触診	する。	目視により確認する。	た状態で作動の状況を確認する。	予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	ヤツターについて、とも一以上の防火シ
腐食があること、異	と。	物品が放置されていることにより耐火クロスクリーンの閉鎖に支障があるこ			電源ごとに、少なくとも一以上の防火シ

(四)	(三)	
-----	-----	--

置 ンの劣化及び 損傷の状況	カーテ ン部	
吊り元の劣化 及び損傷並び に固定の状況	耐火クロス及 び座板の劣化 及び損傷の状 況	耐火クロス及 び座板の劣化 及び損傷の状 況
目視又は触診により 確認する。	耐火クロススクリー ンを開鎖し、目視に より確認する。	耐火クロススクリー ンを開鎖し、目視に より確認する。
変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は固定ボルトの 締め付けが堅固でな いこと。	変形、損傷又は著 い腐食があること。	くは歯飛びしている こと又はたるみ若し くは固着があるこ と。

	(七)	(六)	(五)
--	-----	-----	-----

止装置 危害防 止装置	線の状況 動中継器の配 布	危 害 防 止 用 連 絡	ケ ース の 状 況 の 状 況
		目視により確認する。	劣化及び損傷の状況 の状況
	があること。 劣化、損傷又は脱落	目視により確認する。	まぐさ まぐさ若しくはガイ ドレールの本体に変 形、損傷若しくは著 しい腐食があること 又は遮煙材に著しい 損傷若しくは脱落が あること。

(十)	(九)	(八)
-----	-----	-----

危害防止装置 用予備電源の 劣化及び損傷 の状況	容量の状況	用予備電源の 危害防止装置	座板感知部の 劣化及び損傷 並びに作動の 状況
目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの下降が停止すること。
変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。	变形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの下降が停止しないこと。	下降が停止すること。

(+)  
(-)

作動の状況

イ　巻取り式

耐火クロススクリーニングの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また

運動エネルギーが十ジユールを超えること、座板感知部が作用してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないことを。

、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。

#### 口 バランス式

耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュブルゲージ等によ

運動エネルギーが十ジユールを超えること又は閉鎖力が百五十二ユートンを超えること。

	(±)	
	機 構 連 動	
	煙 感 知	
	器 、 複 合	
	式 感 知	
	器 及 び	
	熱 感 知	
	器	
感知の状況		
(二十一)の項の点検が 行われるもの以外の ものを対象として、 加煙試験器、加熱試 験器等により感知の 状況を確認する。た だし、前回の点検後 に同等の方法で実施 した点検の記録があ る場合にあつては、 当該記録により確認 することで足りる。	り閉鎖力を測定す る。	
適正な時間内に感知 しないこと。		

(十六)	(十五)	(十四)	(十三)
------	------	------	------

連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況
目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。
スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	と。

(二) 十	(十九)	(六)	(七)
----------	------	-----	-----

鎖装置 手動閉	鎖装置 自動閉	備電源 構用予	連動機 の状況
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷 の状況
る。 目視により確認す	目視又は触診により 確認する。	予備電源試験スイッ チ等を操作し、目視 により確認する。	目視により確認す る。
、 変形、損傷若しく 操作ができないこと	周囲に障害物があり 若しくは著しい腐食 があること。	取付けが堅固でない こと又は変形、損傷	変形、損傷又は著し い腐食があること。

	(二) (十一)	
総合的な作動 の状況		
耐火クロス クリーンの閉 鎖の状況		
煙感知器、熱煙複合 式感知器又は熱感知 器を作動させ、全て の耐火クロスクリー ンの作動の状況を 確認する。ただし、 連動機構用予備電源 ごとに、少なくとも 一以上の耐火クロス スクリーンについて 、予備電源に切り替	耐火クロススクリー ンが正常に閉鎖しな いこと又は連動制御 器の表示灯が点灯し ないこと若しくは音 響装置が鳴動しない こと。	は著しい腐食がある こと又は打ち破り窓 のプレートが脱落し ていること。

備 下 (四)	火 設 (三)	る防 成す	形 を形	水幕	他の その ヤー	ドレ ンチ ヤー	四 (一)	
備 排水設	開閉弁	ツド	散水へ	所の周 囲状況	設置場	ドレ ンチ ヤー	等	
排水の状況	開閉弁の状況	散水ヘッドの設置の状況	散水ヘッドの設置の状況	作動の障害となる物品の放置の状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	えた状態で作動の状況を確認する。	
ずれかによる。 次に掲げる方法のい	る。 目視により確認する。	目視により確認する。	塗装又は異物の付着等があること。	障があること。	物品が放置されることによりドレンチヤー等の作動に支障があること。	目視により確認する。		
ないこと。 排水が正常に行われ	変形、損傷又は著しい腐食があること。							

「ドレン等」といいう。

(五)	
-----	--

水源	
貯水槽の劣化及び損傷、水	イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、放水し、排水の状況を目視により確認する。
る。目視により確認する。	ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。
著しい腐食があるこ	変形、損傷若しくは

(八)	(七)	(六)	
-----	-----	-----	--

結線接続の状	水装置 加圧送	給水装置の状況	質並びに水量の状況
目視又は触診により	ポンプ制御盤 のスイッチ類 及び表示灯の 状況	目視又は作動の状況 により確認する。	目視により確認する。 变形、損傷又は著しい腐食があること。 定の水量が確保されていないこと。
断線、端子の緩み、	スイッチ類が機能しないこと。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。

(+)	(十)	(九)	
-----	-----	-----	--

加圧送水装置	ポンプ及び電動機の状況	接地の状況	況
常用電源を遮断し、	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	確認する。
自動的に予備電源に	回転が円滑でないと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	接地線が接地端子に繫結されていないこと。	脱落又は損傷等があること。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

用予備電源への切り替えの状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況
用予備電源へ切り替えの状況 の確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
作動の状況を確認する。	变形、損傷又は著しい腐食があること。	变形、損傷又は著しい腐食があること。	变形、損傷又は著しい腐食があること。

		(十五)	
		機 構 連 動	
む。 置を含 感知装 ド等の 用ヘッ 災感知 器（火 熱感知 器及び 式感知 煙複合 器、熱 煙感知			
の付属装置の 状況	感知の状況	(二十四)の項の点検が 行われるもの以外の ものを対象として、 加煙試験器、加熱試 験器等により感知の 状況を確認する。た だし、前回の点検後 に同等の方法で実施 した点検の記録があ る場合にあつては、 当該記録により確認 することで足りる。	適正な時間内に感知 しないこと。

(十九)	(十八)	(十七)	(十六)
------	------	------	------

制御器 状況	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況
る。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。 目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認す
と。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接 地 線 が 接 地 端 子 に 緊 結 さ れ て い な い こ と。	接 地 線 が 接 地 端 子 に 緊 結 さ れ て い な い こ と。	自動的に予備電源に切り替わらないこ

(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)
-------	-------	-------	------

自動装置 手動作	自動装置 自動動作	備電源 構用予	連動機 の状況
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷 の状況
る。 目視により確認す	目視又は触診により 確認する。	予備電源試験スイッ チ等を操作し、目視 により確認する。	目視により確認す る。
周囲に障害物があり 操作ができないこと 、変形、損傷若しく	取付けが堅固でない こと又は変形、損傷 若しくは著しい腐食 があること。	容量が不足している こと。	変形、損傷又は著し い腐食があること。

	(二) (十四)	
総合的な作動 の状況		
ドレンチャ― 等の作動の状 況		
次のいずれかの方法 により全てのドレン チャ―等の作動の状 況を確認する。ただ し、連動機構用予備 電源ごとに、少なく とも一以上のドレン チャ―等について、 予備電源に切り替え た状態で作動の状況 を確認する。	ドレンチャ―等が正 常に作動しないこと 又は制御盤の表示灯 が点灯しないこと。	は著しい腐食がある こと又は打ち破り窓 のプレートが脱落し ていること。

この告示は、公布の日から施行する。

## 附 則

イ 放水区域に放水  
することができる  
場合にあつては、  
煙感知器、熱煙複  
合式感知器又は熱  
感知器を作動させ  
て行う方法

ロ 放水区域に放水  
することができな  
い場合にあつては  
、放水試験による  
方法

